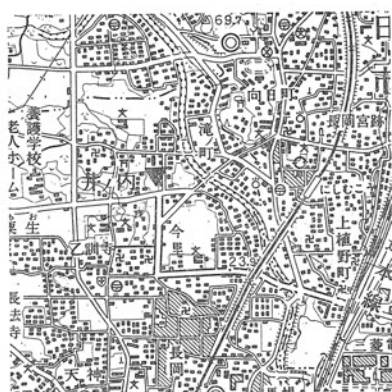




(京都西南部)

間大路の推定地にあたる。地形的には、長岡京市井ノ内から今里にかけて南北方向にのびる段丘の東側にあつて、水田面の標高は、約三〇mを測る。「更ノ町」の「フケ」の文字が示すように湿地帯で、調査に際しても水はけが悪かった。

京都・長岡京跡(2)

- 1 所在地 京都府長岡京市今里更ノ町・井ノ内下印田
- 2 調査期間 一九八八年(昭63)七月～一九八九年三月
- 3 発掘機関 勅京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 4 調査担当者 石尾政信
- 5 遺跡の種類 都城跡・官衙跡
- 6 遺跡の年代 八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

長岡京跡右京第二八五・三一〇・三三五次調査地は、長岡京の条坊復原図では、右京二条二坊十四・十五町及び西二坊大路・二条条

この調査は、一九七七年以来、京都府教育委員会・勅京都府埋蔵文化財調査研究センターが継続して実施している都市計画街路(外環状線)改良工事にともなうものである。調査地は、南北に長いため、大路幅全体を検出することはできないものの、西二坊大路と二条条間大路の交差点の状況が判明するものと期待された。

調査の結果、調査地のほぼ中央部で、掘立柱建物や柵列、さらに石敷きの井戸を検出した。長岡京の条坊では、二条条間大路南側溝と西二坊大路東側溝を検出した。このうち、二条条間大路南側溝は西二坊大路を横断し、西から東に向かって流れていたことが判明した。この側溝には、側板をあてて水はけを考えている。

調査地周辺部はかなりの湿地帯で、今回の調査でも、井戸の北東部をかすめて調査地の北西から南東に向かって流れる自然流路が検出され、井戸や大路もこの流路を埋め立ててから整備されている。また、自然流路の北側では、川を埋め立てる工事に際して、地盤の弱いところに大量の丸太材を南北方向に並べて敷いていることが確認された。これは、丸太材の上面を粘土と礫でつき固めた地盤工事であるが、このこともこの辺りが古くからの湿地帯であったことをうかがわせる。木簡は右の自然流路から一八点出土した。その他、包含層から近世、近代の木簡が各一点出土しているが、今回は割愛した。

ところで、検出した遺構の内、掘立柱建物・柵列・井戸は、推定

どの多量の瓦類がある。時代的には八世紀中葉から後半を示すもの
が中心であるが、その中でも、井戸周辺部から出土した遺物が古く、
奈良時代の遺物と長岡京期の遺物に大きく二つに分けることが可能
である。

(1) 御曹司 請大殿油一瓶

右□□□□□□〔伍力〕〔直錢力〕
六月十五日『山道』

353×46×7 011*

(2) × 觀世

(202) × 30 × 4 081

(3) 〔^{台力}〕床万呂二斗二升

168×20×4 051

(4) 御司召 上加□園依 上加□虫万呂 秦得万呂加□乙人

右三人等為流人送召件人等承知齋

[illegible]

352×33×4 011*

(5) ・「御司召田辺郷長里正一々人□□^{〔野カ〕}荊丁一人又」

□□依不

「□□召知状令々急々向□□勿怠々□□」〔忘力〕

大領 八月廿二日

428×34×7 011*

(6) 丹波国氷上郡^{〔葛力〕}原郷米五斗^{〔黒力〕}米

(177) $\times 18 \times 6$ 039

(7) ×若取人者右□^{〔衛力〕}土佐藤原家部請

(662) × 62 × 10 051

(8) 祭料 ☐

(93) $\times 16 \times 4$ 081

(9) ① 從七位下勲十等

・×上六人部連真□

②
•
☐
☐
☐ 定
☐

・從六位上勲九等葛^{〔野力〕}□臣氣右万呂

③
•
☐
☐
☐

• □ □ □ □

061
(檜扇)

(10) 山代四合

(64) $\times 20 \times 4$ 081

(11)

×
□
麻
×

(93) $\times 28 \times 7$ 081

求文書ならばその対価として「直銭」と読むことにはいささか躊躇する。この木簡の発見場所は、西二坊大路と二条条間大路の交差点であるが、元来、どこで廃棄されたかは明らかではない。しかし、発見場所からそう遠くないところとすれば、この木簡は、どのように移動して廃棄されたとみられるのであろうか。

第一は、木簡の廃棄されたところが「御曹司」である場合である。この時には木簡は、「油一瓶」といっしょに「御曹司」に再び戻ってきて、一定期間保管した後、廃棄されたと考えることができる。その場合、「山道」が「御曹司」の下級官人とすれば、「山道」の自署は、単なる文書作成時のサインか、油とともに「御曹司」にやってきた時点の「受け取り」としてのサインの両方の可能性がある。

第二は廃棄された場所が請求先の官司である場合である。このときは、木簡は「油一瓶」と引換に渡されて、しばらく保管された後に廃棄されたとみられる。この場合も、「山道」が「御曹司」側の下級官人とすれば、文書作成時の自署となり、請求先の下級官人とすれば、「油一瓶」を出したという意味での自署とも解釈できる。

いずれも、可能性としては考えられるが、後述するように、「御曹司」以外にも「御司」と書く木簡が二点出土していることからみて、廃棄場所は「御曹司」とみる方がよからう。

ところで、「御曹司」が「油一瓶」を請求した先がどこであるかはっきりしない。「油」が灯油とすれば、延喜陰陽寮式に灯油は「諸

司」に請求することになっており、各官司に保管されていたようにも見える。新嘗祭の時の「料理所燈油四升」は、大膳職が用意することになっている。また、「油」の単位も「瓶」で、延喜式では「升」「合」で統一されている灯油とは異なる。

(2)は、上下が欠損している。「観世」の語は、『呂氏春秋』の一篇として見えるだけでなく、仏教の用語としての「観世音」の略とも見られる。いずれにせよ、習書木簡の可能性がある。

(3)は、斎串と共通する形態であるが、人名と数字の一部が判読できるので、荷札とみる方がよからう。二字目は「麻」とも読めるが、まだれの中の木が一つしかないように見えるので「床」と判読した。

(4)は、「御司」からの召文である。表には四名が列挙してあり、流人を移送するために召喚された人の名前であろう。宛所は、書かれていない。これは、「御司」所属の人間（白丁か）を召すためのものであるため、四名を実質的な宛所とみるべきかもしれない。裏にも文字が書かれてはいるが、墨が薄くなっているほとんど判読できない。わずかに「月」が見え、この召文の出された月日の書かれていたことがわかるが、年紀の部分が判読できないので、いつの時点かを特定することはできない。ところで、この木簡には四名の名前が書かれているにもかかわらず、本文には「右三人」とあって、内容的に矛盾している。筆の走り方から見れば、最後の四人目の名前は、最後まで文章を書いた後に付け足してやや小さく書かれている。

急いで書いているようで、本文を「四名」に直すのを忘れたとみられる。

(5)も、(4)と同じく「御司」からの召文で、田辺郷長と里正のほか、不明の者、それと「〔野カ〕丁」一人を召喚する。「依不」「勿怠々」〔忘カ〕など、日本語的な表記があり、この木簡が比較的下級の官司で作成されたことを窺わせる。

この木簡で注意される点としては、第一に郷長・里正の職名が見えることである。郷長・里正の職名は、郷里制施行期のもので、岸俊男氏の研究によってその期間が明らかにされている。郷里制は、霊亀元年(七一五)に出された別式(霊亀元年式、『出雲国風土記』所引)により施行され、天平一二年(七四〇)の末頃か一三年の初め頃に廃止され、国郡郷制になったと言われている。したがってこの木簡の書かれた年代は、七一五〜七四一年の間に限定できることになる。伴出した土器の年代等を考える上で、重要な指標になると思われる。

第二に、この召文が「大領」から出されている点である。大領は、郡司の長官であり、八世紀前半の段階では、古くからの国造などの在地首長層が就任し、在地とのつながりの深い職務を果たしていた。その大領が「御司」の名によって、郷長・里正らを召喚することは、大領が「御司」の召喚を取り次いだか、郡司層が「御司」の管理権を持っていたかのいずれかとみられる。したがって、「御司」が在地と深いつながりを有するだけでなく、(4)の木簡にもみられるよう

に流人などの通送にもあたるなど、中央とのつながりを持っていた官司であることが推定される。「御司」の管理・運営・性格といったことを考える資料ともなろう。また、田辺郷長であるが、田辺郷は、『和名抄』によれば、摂津国住吉郡・伊勢国度会郡・丹後国加佐郡・美作国吉野郡・日向国宮崎郡にしかみえない。この田辺を地名とすれば、これらの国々のどれかか、あるいは八世紀には存在したが、『和名抄』編集の段階にはなくなった山背国乙訓郡の地名か、のいずれかと考えられる。しかし、この田辺を氏名と見られなくもないため、国郡名を記載していない以上、「御司」がどこに存在したかはには決め難い。ただ、(4)にも「御司」がみえ、(1)にも「御曹司」がある以上、乙訓郡に「御司」が存在した可能性が高いとすべきであろう。

(6)の木簡で注意されるのは、郷名の部分である。『和名抄』では、水上郡には「原」の字が二文字目にくるのは「井原郷」しかない。この木簡は「原」の上のところで二つに折れているため、正確に文字は判読できない。しかし、草冠が見えるため、決して「井」にはならず、草冠を持った当て字かもしれない。ただ、この文字の下半部で「勾」と読めるので、あるいは「葛」とすることも可能かもしれない。そうすると「葛原郷」となり、八世紀に存在し、『和名抄』の成立する一〇世紀にはすでになくなった郷名となる。いずれとも決めがたいが、ここでは「葛原郷」の可能性もあることを指摘して

おきたい。

(7)の木簡は、形態からすれば告知札の可能性が高い。文章も、最後に「請」がきているので、「〴〵に請へ」とか「〴〵に請く」と読めそうで、和風漢文で書かれていたことがわかる。「若取人者」は、「もし取る人は」と読め、かつ上端部は切断された痕跡があるので、この上には何らかの文章があったものと推定される。現存していないので何とも言えないが、「告知」などで始まる文章があった可能性が高い。「右□士佐」の部分は、赤外線写真などで確認すると、「士佐」が確実な上、「□」も行がまえの部分で確認できたので「右衛士佐」とみるのがよさそうである。

なお、「佐」は「佐」のようになっていて、墨書の用例ではないが、ヘラ書き文字の中に同様の例があるので『茨城県関係古代金石文資料集成』一九八五年、「佐」と判読した。また、「請」の下には文字がないため、この文字で文章が完結しているようである。

(8)は、在地の祭りか、または長岡京期の宮中で行われた年中行事の際の祭料とかかわるのかもしれない。

(9)は檜扇に書かれたもので、墨書がどのような用途に用いられたかは定かではない。檜扇自体は、三枚が重なって手元のところに穴を穿ち、桜の皮で止めてある。長さは、約二八・五cm、最大幅が二・五cm、厚さが一〜二mmと、かなり薄い。

文字は、表裏面とも書かれており、特色としては、位階・勲等が

あること、名前が氏族名十カバネ十名前の順で記述されていること、檜扇の一枚の表面・裏面に一名ずつ人名が記されている可能性のあること、などがあげられる。

ところで、この人名であるが、六人部氏はこの乙訓郡の在地首長層に属する氏族名で、向日神社の代々の神官であった。六人部氏が向日神社の神官になったのがいつの時点か不明で、かなり時代の下がる可能性があるものの、少なくとも八世紀の木簡にその名が見えるので、氏族としての存在だけは確認できる。また「葛□臣」は、二字目がつぶれているため詳しくはわからないが、葛野臣の可能性もある。これが葛野臣でよいとすれば、これも乙訓郡の氏族名である。この木簡は乙訓郡内での位階・勲等を帯びる者を何かの目的のために列挙した歴名とみるのがよからう。

檜扇に文字の書かれた例は、長岡京跡ではこのほかにも、左京第二〇四次調査で出土したものである。このような例からすれば、檜扇に文字を書いて、何かの覚え書きや儀式のときのメモ書きに使用したのかもしれない。

(10)は、上端・下端とも欠損しているため、全体の形状は不明であるが、「四合」という単位が見えるため、荷札か付札の可能性が高い。そうであるならば、「山代」は「□□山代」という人名になるか。

(11)も、わずかに「麻」が判読できる程度で、その上の文字につい

ては、門構えか闘い構えの一部と思われる墨痕が確認できるが、確定することはできなかった。

その他、削屑が三点あり、うち一点のみ「郡」とも読める文字があるが、傍の部分が欠損しているため、確定することはできない。

他の二点は判読できない。

なお出土地点は、すべて自然流路の中になるが、(3)・(5)・(9)が石敷の井戸周辺部で、その他(1)・(6)・(8)・(10)・(14)は二条条間大路南側溝の範囲内に含まれる。(2)だけはやや離れていて、どちらかといえは井戸周辺部に近いので、そちらに含めて考えたい。ただ、时期的な問題は、井戸周辺部で出土した木簡のうち、(3)のみが自然流路の上層で出土しているので、これを長岡京期のものを含めて考えておく。

また、墨書土器は、ほとんどが自然流路から出土している。中でも、井戸の周辺から出土したものには注目すべきものがある。墨書土器は、記号、人名、吉祥句、官司名など多岐にわたる。まず、記号であるが、「㊦」「ノ」が多い。どちらも人名や官司名ともに用いられた例がある。記号の意味が不明なので、この土器がどのような用途に使用されたかはわからない。呪術的な意味も考えられるが、完全な落書である可能性もある。

人名は、「田万呂」「田万」「廣万呂」が多い。官司で勤務する人名かもしれない。官司名には「園司」「園宅」「厨」「□領」がある。

園司や園宅は、同じものを指すと思われる、園司と称する官司がこの近辺にあったことになる。また、「□領」は、□が薄くなっている正確に判読できないが、「大領」の可能性が高く、そうすれば、乙訓郡司を示すとも考えられる。

土器の示す年代であるが、「園」「園司」「園宅」と記された土器は、長岡京期の土器よりも一時代古い様相を示す。そのため、この園司は、長岡京遷都以前に存在した官司で、郡司などの在地首長層と関わりのあったことが推定できるのである。

その他、墨書土器には、文様や墨書人面土器の一部もあるので、奈良時代にこの調査地の近辺にあったと推定される園司でも何らかの祭祀が行われた可能性がある。

ところで、(4)に見える流人と御司の関係はどのようなものであろうか。(4)は、流人の移送のための召喚状であるが、獄令の規定では、配所への移送は、四季ごとに四度に分けて行われ、配所は刑部省から太政官の裁決を経て決定することになる。移送にあたっては、良人ならば内印、賤民ならば外印を捺した太政官符が出されてから行われ、罪人に関する裁量権は太政官にあった。移送時までは、刑部省や各国衙に収監される規定があるので、律令の条文による限り、刑部省や国衙には罪人を収容する施設があったものと推定される。流人を移送するときは、専使が任命されて移送にあたるが、それとは別に「防援」を加えるとも規定されている。また、護送には通過

する近辺にある軍団の少毅もあたることになっていた。延喜刑部省式の記述では、移送の路順にあたる地域も、「路次差加防援」とあるように、「防援」を加えることになっていた。防援は、元来、警備を意味し、物部ないしは衛士や兵士があたることになっている。

この木簡は、流人の移送に必要な人物を召喚するものであるが、四季のいつかの時点で移送を許可する旨の太政官符が出された上で、それをうけて最後の段階で作成されたとみられる。「御」は、八世紀の史料では天皇に関する事項・物品などにしか用いていない。ただ八世紀でも私的には「御」をその宅地の家族に用いた例もある（「長屋王家木簡」の「若翁御物」など）。しかし、公的には天皇に関わるものにしか用いられていないため、(4)のような公的性格をもつ召喚状に「御」がつく以上、この官司は宮中との関係を窺わせる。それでは、「御司」をどの官司に比定すればよからうか。「御司」と記載する木簡は二点見つかったが、いずれも井戸の周辺から出土しており、その辺りでは墨書土器が多数出土している。この墨書土器にみえる官司名及びそれに準ずる名称には、「園司」「園宅」「園」がある。このうち、園宅の宅は、ヤケと読め、建物を示す名称とみられる。そのため、園司と園宅はほぼ同義とみられ、その他の園も園司の省略形である可能性が高い。

園司は、律令の規定にない官司名で、実態はよくわからない。中央の宮内省には被管として園池司が存在し、全国の園・苑・池の管

理、供御料の生産などを職掌としていた。墨書土器に見える園司も、この園池司に属する官司かもしれない。

地方の園や御園とよばれるものの実態もまだほとんどわかっていない。『令集解』園池司条所引の古記によると、園池司には三〇〇戸の園戸が付属しており、年に一五〇戸ずつ交替で上番していたことがわかる。地方の園は、『延喜内膳司式』に京北園・奈良園・奈癸園・羽束志園・泉園・平城園が見え、園神祭十四座の中に、京北園・長岡園・山科園・羽束志園・奈癸園が見え、また供御月料のところに山城国乙訓園と相楽郡鹿鷲園が見える。これらは、山城国と大和国に分布している。

この『延喜式』の記述によれば、供御月料として、笹竹四五〇株のうち、乙訓園が九〇株、鹿鷲園が三六〇株を毎月中央に送ることになっている。同式には、「川船一艘、長三丈、在与等津」とあって、これは、「右漕奈良、奈癸等園供御雑菜」を目的として置かれたものである。これらのことから考えて、園は朝廷の供御料を負担するために設けられたと考えてよからう。

ところで、山城国乙訓郡及びその周辺部には羽束志園・長岡園・乙訓園と、多くの園があったことがわかる。それらが八世紀にさかのぼるとは必ずしもいえないが、木簡に伴出した墨書土器に園の存在を示す「園司」「園宅」が見えることから、長岡京遷都直前に朝廷の供御料を負担する園が存在し、それが一〇世紀の史料に見える

乙訓園や長岡園へとつながっていった可能性がある。

このように考えると、召喚状を出した「御司」や請求状を出した「御曹司」は、この園司の可能性が高いのではあるまいか。八世紀では、公的には「御」が天皇に関する事項・事柄にしか用いられなかったことからすれば、朝廷の供御料を負担する園にふさわしい尊称といえよう。また、墨書土器の編年と木簡の推定年次・出土地点が一致することから、園司と「御司」「御曹司」の同一性は充分考えられるといえよう。

以上のように、木簡に見える「御司」「御曹司」を園司とすれば、流人の移送との関連が問題になるが、園司が行ったのは、前述の防援に関わることはなかろうか。護送などの防援の中でも直接関わることは物部などが行ったのであろうが、細かい雑用をこなすには、物部だけでは数が少ないと思われる。木簡で召し出される四名は、園に勤務する白丁であるらしく、そのときにたまたま流人の移送があり、手伝いのために召されたとみるのがよからう。

なお、園の管理についても不明な点が多い。ただ、(4)の木簡には「大領」の署名が見えることから、郡司クラスの在地首長層の影響下にあったことが推定される。当時の園の管理に郡司が関与したことは、注目すべき事実であり、地方における在地首長層の役割を考える上で、重要な史料と言えよう。

なお、木簡や墨書土器の読み・解釈、さらに諸資料の提供等につ

いては、京都教育大学和田萃氏、東北大学今泉隆雄氏、国立歴史民俗博物館平川南氏、三重大学岡田精司氏、京都市立芸術大学西山良平氏、奈良国立文化財研究所橋本義則氏、勅向日市埋蔵文化財センター山中章氏・清水みき氏、勅京都市埋蔵文化財研究所長宗繁一氏・百瀬正恒氏・久世康博氏、京都大学吉川真司氏など多くの方々に御教示・御協力いただいた。また、勅京都市埋蔵文化財研究所の永田信一氏・岡田文男氏には赤外線テレビの観察などで多大なるご協力をいただいた。記して感謝したい。

9 関係文献

石尾政信・土橋 誠「長岡京跡右京第三一〇次の発掘調査」(『京都府埋蔵文化財情報』第三号 勅京都府埋蔵文化財調査研究センター一九八九年)

(土橋 誠)